

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 9年12月19日（金）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 3時56分
場 所	第 3 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	松田委員長、武井副委員長、松本・大畠・新野・次木・八田・横尾・琴坂 各委員		
説 明 員	水道局長、土木部長、土木部参事、建築都市部長、用地対策室長、築港地区再開発室長、下水道事業所長、その他関係次長、課長及び主幹		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開議宣告。署名員に大島・次木両委員を指名。付託案件を一括議題とする。理事者より報告を受ける。

「公金盗難被害について」、「家賃滞納訴訟の経過について」、「改良住宅家賃制度の改改正について」、「公共住宅総合再生計画について」、「公共住宅総合再生計について」

○建築都市部長

住宅使用料の盗難事故は、公金の管理に基本的な不手際があったため発生したものと認識している。監督が不十分であったことを深く反省し陳謝したい。また、多くの方々にご迷惑をかけ、さらに市職員としての信用を失墜させたことは、たいへん重大なことで受け止めており、重ねてお詫びしたい。

住宅課公金の管理においては既に改善をしているが、今後、このようなことが絶対にならないように職務に邁進したいと考えている。

○住宅課長

住宅使用料の盗難事故について経過報告をする。被害日時は、1件目が平成9年10月24日（金）勤務時間終了後から平成9年10月27日（月）までの間、2件目が平成9年11月21日（金）勤務時間終了後から平成9年11月25日（火）までの間である。

被害金額は、1件目が100,000円、2件目が36,000円で、盗難にあった住宅使用料等の合計金額は136,000円である。被害状況は、何者かが住宅課管理係長の机の中からロッカーのカギを持ち出し、ロッカーを開け、中にあった封筒から現金を抜き出した後、施錠してカギを元に戻したと思われる。事件後の処置については、所属長、収入役、総務部へ文書にて事実経過を報告し、12月2日に警察へ被害届を出した。現金管理については、現金の保管方法を指定の金庫保管場所に置くなど、直ちに是正している。職場の現金管理者である住宅課長として強く責任を感じており、深くお詫び申しあげる。

家賃滞納訴訟の経過について報告する。オタモイ1丁目36番25号舎川保治氏にかかる訴えでは、第2回公判において市の主張が全面的に認められた判決の言い渡しがあり、平成9年9月30日に判決が確定した。判決確定後に自主退去を勧告したところ、平成9年11月30日に明け渡しが完了し、支払い命令については本人から分割支払いの申し出があった。桜3丁目18番434号平正治氏にかかる訴えについては、12月26日の第2回公判において判決があり、判決確定後は自主退去の勧告と支払い命令を実施する予定である。

改良住宅家賃制度の改正について報告する。住宅地区改良法に基づき建設された昭和44年建設の南樽市場2～4階の真栄住宅54戸、駅前第1ビル5～9階の稲穂住宅50戸、最上A住宅に含まれる昭和48、49年建設の改良住宅60戸は、いずれも地区改良再開発事業に伴い建設されたものである。平成8年の公営住宅法改正により、改良住宅を除く市営住宅は応能応益家賃制度方式になるが、入居者には改良住宅と公営住宅の区別なく市営住宅に入居しているという意識があり、特に公営住宅と改良住宅が混在している最上A住宅では、改良住宅入居者が市営住宅家賃が改正されることを承知しているので、改良住宅家賃も一般の市営住宅と同様に取り扱い、所要の条例改正を平成10年第1回定例会において行う準備を進める考えである。改正家賃の適用は公営住宅同様に平成10年4月1日から実施し、12月中に説明会を開催する予定で考えている。

公共賃貸住宅総合再生計画について報告する。平成9年9月に市と道による計画策定委員会及び検討委員会を充足させ、計画策定の目的、対象住宅、今後の進め方について検討を行う。再生計画は今後20年間を想定し、このうち10年間の建設年次計画、建設戸数の実施計画について検討をするため、小樽市総合計画「市民と歩む21世紀プラン」などの関連各種計画との整合性を図るとともに、全体の基本的な構成を別紙1のとおりとすることとした。また、建築後、概ね20年以上経過している公営住宅 1,244戸の内、1,042戸を対象にアンケート調査を実施した。その概要は別紙2のとおりである。各住宅ごとの老朽度具合、地形、地域的役割、入居世帯の特

性等についての住宅カルテを作成し、各住宅の分析をした結果、再生方向の考え方として別紙3のとおり整理ができた。

この内容について、今後、策定委員会で検討を加え方向付けをしたいと考えている。

オタモイ地区公共賃貸住宅再生団地基本計画については、8年度事業として作成済の現況調査結果に基づき、全体構成を別紙4のとおりとして今年度に計画の策定を行う。住宅敷地が最大17%の急傾斜地に立地していること、構内道路が狭隘であること、幹線道路への接続の問題、また、都市計画用途が第1種低層住宅地域に指定されていることなど、これらの取扱いを含め、地域におけるまちづくりの検討の必要性がでてきている。全体事業については、これらの課題を総合再生計画の策定委員会及び検討委員会において検討し、今年度中に成案を得たいと考えている。

○委員長

「中央通地区土地区画整理事業について」

○中心市街地活性化対策室嶋田主幹

(「土地の先買いについて」の概要は別紙1にて説明。)

(「中央通り地区街区再整備の基本的な考え方」については別紙2にて説明)

○委員長

「稲北再開発事業について」

○(活対)八木主幹

テナントについては、11月19日に㈱アール・アイ及び㈱札幌フードセンターグループと賃貸借予約契約書を取り交わしており、12月5日に稲北地区市街地再開発組合から、大店法の3条申請を北海道後志支庁小樽商工労働事務所に提出している。

再開発組合は、12月16日に臨時総会を開催し、権利交換計画等の変更について議決をしている。この後、建築工事請負について入札を行い、24日には安全祈願祭を予定していると聞いている。これにより、再開発ビルの平成11年6月完成が確定したが、商業施設部分についてはテナント側の意向で、部分使用により10年12月にオープンさせたい考えである。

次に、事業計画及び定款変更申請の知事への手続きについては、11月28日に認可を受け、引き続き行った権利変換計画書変更申請の認可についても、昨日18日に認可となっている。また、補助金については、事業が遅れた関係から今年度の工事施工は、当初の出来高見込みが35%であったのに対し、現時点においては杭工事までの5%であるため、道や国の配慮により、本年度中に実施できない部分については明許繰り越しを行い、市としては翌年の1定でその措置をする考えである。

○委員長

議案第6号「小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案」について

○住宅課長

桜E住宅1号棟は、平成10年8月完成、9月入居を予定しているが、1号棟40戸のうち、既設住宅からの入居が32戸、一般公募は8戸となる。一般公募8戸については、平成10年3月に募集を実施するため、今議会で平成9年度建設の桜E住宅40戸を設置する条例改正を行うものである。なお、施工期日は工事日程の関係から規則で定める。

○委員長

陳情第65号「祝津山手線街路事業の早期完成方について」

○土木部建設課長

本路線の整備に当たっては、平成8年6月に大型車の通行を可能にするためのルートに関わる都市計画変更を行

い、同年8月には道道小樽海岸公園線から延長170m区間について事業認可を受け、実施設計や支障物件調査を実施し、平成10年度から用地補償業務に着手しているところである。市としては陳情の願意を踏まえながら、今後とも国や道に強く要望し、早期完成に向けて努力したいと考えている。

○委員長

一活質疑に入る。

○琴坂委員

住宅使用料の盗難事故について伺う。1回目と2回目の盗難の間、住宅課では何をしていたのか。

○住宅課長

1回目の時は、担当者が盗難と思わず自分のミスで紛失したものと勘違いをし、私費で立て替えたが、そのことを上司に報告しなかった。2回目の盗難が発覚して、先の紛失も盗難ではないかということに気づいたという経過である。

○琴坂委員

家賃の保管の仕方について、課長は知っていたのか。

○住宅課長

公金は当直に預けることになっているが、夜間徴収分については、再度金庫を取り出すといったことがしばしばことから、個人保管をしていたことは承知していた。

○琴坂委員

責任ある者が、そのような保管の仕方を認知していたということは重大なことである。

裁判まで起こして滞納者から取り立てたり、職員が苦勞して夜間徴収した家賃なのだから、2度とこのようなことが起こらないように注意してもらいたい。

次に、改良住宅について伺う。

①今回の家賃改正により、改良住宅家賃は下がるのか。

②改良住宅に長年住み続けている入居者の部屋の内部は、長期間補修されないままである。家賃改正と併せてこの点も改善をしてはどうか。

○住宅課長

①対象となる真栄住宅及び最上住宅では、高齢者単身世帯が多いことや、入居者の収入区分の関係から、家賃は下がると予想される。

②新規の入居がある場合は襖等の張り替えを行っているが、基本的には自分達である程度の内部補修を行ってもらうことにしている。予算的な問題もあるが、今後、市としても補修について考慮していきたい。

○琴坂委員

部屋内部の実体を把握しているのか。畳や襖が何十年も張り替えられていないという不満の声が多くある。市が補修するにしても、何年計画で行い、それにかかる予算等、具体的に示してもらわなければ、入居者に対して説明がつかないのではないか。

○住宅課長

どちらかという、改良住宅よりも簡易耐火平屋住宅に入居している方からの希望が多い。基本的に古い住宅については、建替えを優先的に実施することで無くしていこうと考えている。しかし、建替える住宅には順序があり、当分の間、該当しない建物については、重点的に施設整備費を回していきたい。

○琴坂委員

次に築港ヤード跡地再開発室に伺う。換地設計図書については、情報公開請求をしても、議会資料として要求し

ても、公開できるものではないとのことから未だ提出していただけないが、訴訟中の裁判所から命令された場合にも提出をしないのか。

○築港ヤード跡地再開発室長

予算特別委員会においても答弁したが、この図書は一般公開できるものではない。議会や裁判所に提出することは、一般公開の前提となるものと考えている。裁判所から命令という形があった場合には、情報公開との絡みもあり庁内的な問題でもあるので、総務部も含めて協議させてもらい判断したい。

○琴坂委員

一般公開できないから提出できないということは理由にならない。公共事業として行うものであるから、議会に秘密にするものではないはずである。

裁判で争点となっていることのひとつに、この区画整理における土地評価が正しくないため、換地にあたって不公平が生じているということである。なぜ、自治体負担がここまで多くなるのか。それは換地設計自体に問題があるからと主張している。争点となっている内容を、被告である市側だけが知り、自分達は正しいと主張するが、原告側にはその内容を知らせないというのは、非常に不公平ではないか。また、実際に換地設計をしたシン技術㈱の佐々木氏や、築港ヤード再開発室長を被告側の証人として立つことも疑問である。内容を知らない原告が質問をすることは不可能であり、これは恣意的なものなのか。

○（築港）室長

私が証人として立つ理由は、最も長くこの再開発事業に携わり、事情に詳しいということからだと思う。シン技術㈱の佐々木社長については、区画整理士という専門的な立場で換地や評価が、どのように行われているかということの説明したいという考えから証人として立ってもらった。

資料を提出しないことについては、換地図書そのものがなくても今までに裁判所に提出した資料で土地評価について立証できると考えているからであって、先程来から申し上げている提出できない理由とは別の話である。

○琴坂委員

裁判所に提出された資料では、被告の主張は立証できても、原告の主張は立証できないし、室長が被告側に立つこと自体、公平な裁判とは言えないのではないか。

○（築港）室長

個々の地権者の内容を見なければ、全体的な土地評価についての議論ができないということではない。裁判上不利になるから提出しないということではなく、提出できない理由は、現在一般公開できる状況の図書ではないということを経済裁判所にも言っている。

○琴坂委員

市が行ったことのすべてを、自分達が目で見たいといことは、原告として当然の主張である。その意味で公平ではないということをお願いしておく。

次に築港地区へのテナント出店状況について伺いたい。

○（築港）長川主幹

商品をどこから仕入れ、どのように売るかという経営計画表、いわゆるマーチャンダイジング表を提出していただくように出店希望者に伝えているが、このMD表の提出有無を判断に含めると、今のところ40数社の希望があると聞いている。また、当初見込んでいた地元の希望者の動きが予定より遅いので、テナント決定の時期がずれ込むという話を聞いている。

テナント条件については、以前に委員からの質問で答弁させてもらったが、一部誤りがあったのでこの場にて訂正させてもらいたい。

サティの婦人衣料販売で店舗面積20坪、月の売上600万円の想定で、出店後の毎月の賃料について答弁した

が、売上高に10%を乗じた60万円がテナントの賃料として決まる。これを前提に考えると粗利率は仕入れを考慮して40%程度なければ経営できないというという答弁をさせてもらったが、再度計算し直したところ35%程度の粗利率があれば経営可能であると試算した。

○琴坂委員

今のところ、サティの出店要件しかわからないが、ビブレ等はどうなっているのか。

○(築港)長川主幹

一括でOBCがテナント出店に係る申し込みを受けているが、基本的にテナントの受け入れ先としてはサティ、ビブレ、イーストの3つである。出店条件は概ね3社とも同じであると考えていただきたい。

○琴坂委員

①今朝、六三町会のロードヒーティング敷設箇所で、交通事故が発生した。ヒーティングの電気が入っていないのではないかという問い合わせが私どもの所にあったが、実態はどうなのか。

②柗里の宅地開発地区に隣接する釣りえさ製造業者と、開発業者との間にトラブルがあり、話し合いがつかず私どもの所に相談がきているが、状況を把握しているか。

③桂岡にラルズが出店する問題で、桂岡の商業者から要望書の提出があった。この中で、国道5号の拡幅に関わる問題での認識の違いや、行政側の対応に対する深い不信感が示されている。この点について状況を説明してもらいたい。

○(土木)管理課長

①現在、確認できていることは、ロードヒーティングを遠隔操作で行っており、通常運行で稼働していたということである。しかし、昨日のように降雪がなくても、冷え込みにより設定している路面温度が氷を溶かすまでに至らず、上部から流れてきた水がヒーティングの上で凍り、作動はしていたがヒーティングのききが悪かったために起きた事故である。

○(建都)倉松主幹

②柗里の開発行為区域の中に、釣りえさを製造している有限会社が1件あり、用地補償問題で、この方の同意を得ていないという状況である。市としては両者の仲介役として間に入るわけにはいかないので、開発者側の社長には相手と誠意ある話し合いをしていただき、妥協点を見つけてもらいたいと話している。今月中には、社長同士の話し合いが持たれると聞いている。

○用地対策室長

③国道拡幅事業については、要望書を提出された桂岡の方々に住民説明会を行っている。ラルズの出店に関しては、経済部サイドとしての問題もあるが、道路行政サイドとしては、現在の商店街を残すということを念頭において、色々と地権者の方と話し合いをしている。小樽開建では、おおよそ道路設計について整理がされたので、11月末に住民説明会を開催する予定であったが、商店街の方々からは、忙しい時期なので年明けに話し合いたいという希望があった。国道5号拡幅での対応については、それほど認識が違っているとは思われないので、住民説明会の中で対応したいと考えている。

○琴坂委員

①結局は温度設定が低かったということではないのか。電気代節約のために温度設定を下げるのであれば、事故防止のためにひと工夫する必要があるのではないか。

②国道拡幅事業は、商業者の建物がある海側とラルズが建つ山側の同時進行で工事が進められる予定であったが、山側の整備が先行する形となった。ラルズがオープンする時には、海側の商業者は改築のために休業中となる。オープン早々このような状況では、土俵そのものが不公平である。このことに関して、国道拡幅事業における道路行政サイドでの不手際はなかったのか。この問題は本店法の枠内では決して解決できない。しかし、道路行政サイド

が後押しをすることによって、少しでも不利な商業者への手助けができるのではないか。

○(土木)管理課長

①市内175箇所すべてのヒーティング温度が、同じ温度設定であるということではない。個々の状況等を把握しながら、対応していくことは難しい面もあるが、今の温度設定を強制電力にすれば、電気料がかかるという問題もある。個々にどのような対応ができるか業者の方とも話し合いながら検討してまいりたい。

○(用対)室長

③当初は、都市計画的な問題で山側の方に道路を振ってほしいという要望もあった。今年の住民説明会の中で、従来の計画で進め、海側については再築が可能かについて話し合いをしている。開建の方でも1番よい方法を提案し、住民に説明しているというのが実態である。

ラルズの出店については、住民の方々も理解されており、現在の工事の進め方についてもよく説明をしたい。工事期間をいかに縮めるかというこは、市としても開建とよく話をしながら、対応していかなければならないと考えている。

○琴坂委員

ロードヒーティングの温度設定は、日のあたる斜面であるか等、個々の状況を把握しなければ今朝のような事故が発生するので、今後の対応をよく検討してもらいたい。

ラルズの出店に関する桂岡地区商店街からの要望書に対し、国道拡幅を担当する土木部としても、経済部サイドのことだと考えず、何か協力してやれないものか伺いたい。

○(土木)部長

従前から、この地域の商店街の問題については、経済部の方とも情報のやり取りをしながら対応してきた。今回、要望書が提出されてきたので、土木部としても補償業務をしていく中で、小樽開建と相談しながら、また小樽市としても関係部と調整をしながら対応したいと考えている。

○武井委員

市内の公園に設置されているトイレの総数と、その内冬期間閉鎖するトイレ数を伺いたい。

○公園課長

全部で68箇所のトイレがあり、その内冬期間使用できるのは小樽公園のゆったりトイレとかもめヶ丘公園の2箇所である。

○武井委員

ゼロ国債により幸4丁目公園等にトイレを設置するようであるが、冬期間は使用ができるのか。

○公園課長

トイレは冬季間閉鎖する予定である。

○武井委員

幸4丁目公園は学校が近く、冬は子供もよく使う場所である。冬期間の維持管理には経費がかかると思うが、市内には冬期間も使用できるトイレが2箇所しかないのでは不便である。できるだけ冬期間も開放するようにすべきと思うが考え方を伺いたい。

○(土木)次長

トイレは水洗化を進めているが、冬期間は水が凍るため、使用できない状況である。しかし、指摘の点もあるので、管理や暖房の件など、一歩進めた研究をしてみたい。

○(土木)部長

市内68箇所の多種多様な公園トイレの内、冬期間も使用できるように整備する必要があると考えるが、設備費

が相当にかかる。従前のようにみ取り式トイレでは市民が理解してくれないので、水洗でも冬季間使用可能な整備を研究してまいりたい。

○武井委員

トイレの使用頻度や、地域的なことも考慮のうえ検討してもらいたい。

ゼロ国債による2億8千6百万円の築港地区再開発予算が今回盛込まれているが、これによって市内の業者も少しは潤うと期待しているが、工事に参加する地元業者は把握しているのか。

○（築港）室長

現在、杭や基礎の大掛かりな工事が主であるため、地元業者への対応は十分とは言えないと思っている。これから進める鉄骨や鉄筋を使用する建築物本体工事の資材調達は、すべてが地元ではないが、一定の受注があると聞いている。新年度より内装等の工事が始まるので、見積もりの条件等が合えば、地元の採用も有り得るというのが現状である。

○武井委員

現場にいる従事者の人数を伺いたい。

○（築港）高橋主幹

事務員や現場監督を含めた社員と言われる者が約120名、現場作業員は日によってばらつきがあるが、11月中の延べ人数は8,140人程度である。12月には1日500人程度が現場に入る。

○武井委員

新年度からの事業は、地元業者にも可能な工事が行なわれるので、できるだけ多く参加できるようにしてもらいたい。地元業者にとって障害がある場合には、それを取り除いてやるのも行政の仕事と思うが、今後の対応について考えを伺いたい。

○（土木）参事

今後とも築港地区再開発事業に地元業者が関われるように、発注者側に強く要請していきたい。

○横尾委員

冬道対策について伺う。最近の道路状況を見ると、たいへん滑りやすい状態が続いている。相当数の市道を抱える中で、砂撒き等の対応も間に合っておらず、さらに今年から全面スタッドレスタイヤとなった。そろそろ本腰をいれた対策が必要と思うがどうか。

○土木事業所長

昨年までは、夜間に道路が凍結したため、交通量の少ない時間帯に砂撒きをすることができたが、ここ数日間は日中の交通量が多い場所も凍結するため、それができない状態である。現在は、幹線を中心に夜中や朝方などに、1日2回の砂撒きを行っている。すべての路線に撒くと、たいへんな砂の量になるので、業者にパトロールをさせ、必要な箇所に重点的に撒くようにしている。市内のほとんどの路線が凍結している状況の中で、今年から砂撒き対象路線の延長を29kmに増やしたが、対応しきれていないので、これからも細かくパトロールを強化させていきたい。

○横尾委員

本市においても、札幌市と同じ道路状況が予想されるので、これからは道路をはじめ、ドライバーへの指導やタイヤ等に対する色々な角度からの対策が必要になると考えられる。その意味では、国や道の専門家を巻き込んで、早期に対策を考えていくべきと思うがどうか。

○（土木）次長

道路管理者の立場としては、ロードヒーティングが限界に達しているので、排水舗装や凍結交差点における工夫

を研究してまいりたいと考えている。

○大島委員

日頃、目にする工事標識は、白地に黒か青で文字が記載されているのが一般的だが、これには規制があるのか。

○（土木）参事

工事標識に関しては、開発局等でまとめたマニュアルに確か記載があるはずだが、今、手元にその資料がないので詳しくは説明できない。

○建築課長

建築サイドから言うと、官房長官から示された使用書に基づいて、大きさ等について決めている。

○大島委員

築港再開発地区の入り口に工事標識が立っているが、たいへん見づらいので、標識に関する法的な規制があるのか伺ったのだが、今、答弁ができないのであれば委員会後に知らせてもらいたい。

水道局に伺う。業者の指名競争入札にあたっての資格について伺いたい。

○水道局次長

A、A1、B、C、Dという資格ランクがある。

○大島委員

2年に1度の資格確認を行なうと聞いているが、それはどのような内容なのか。

○（水道）次長

資格認定規則のとおりに取り扱っている。

○大島委員

2年の間に人員や機械設備等に変更があった場合には、何か手続きを行なうのか。

○（水道）次長

これについても、規則どおりの取り扱いである。

○大島委員

水道局が平成9年11月18日に発注している勝内地区第2027号污水管布設工事について伺う。金額が1,958万5千円、工事期間が平成9年11月19日から平成10年1月30日となっている。この工事の下請選定は、法令に違反しているように見受けられるので、事実関係を調査し、どのような対応をしたのか後日報告を頂きたい。

○（水道）局長

別件で下請け人に対する取り扱いについて、市長の方から嚴重注意の文書を出したばかりである。水道局も今後の発注工事はもちろんのこと、手持ちの工事についてもそのようなことがないか調査をするため、準備をしていたところである。指摘の工事については、早速、業者からの事情聴取や、現場での労務者の確認等を含めて把握したい。また、下請に対する考え方について機会をみて報告し、下請負人選定通知書に基づいて現場が動いているのか、チェック体制も含めて検討させていただきたい。

○松本委員

①平成7年第4定例会の予算特別委員会において、銭函3丁目9、10番付近の海岸浸食の影響を受けている民家の安全確保について、小樽土木現業所と協議を行い、対策を講じてもらいたいとお願いしたが、その後の経過について伺いたい。

②築港地区の再開発に伴い、国道5号をまたぐ新たな横断歩道橋ができるが、駅向かいの道営住宅1階部分の商

業者は、この歩道橋にたいへん関心をもっている。再開発後は一体どのようなになるのか伺いたい。

③築港地区における保留地の処分はどの程度進んだのか。

④桂岡地区の商店街から、ラルズ出店に関する要望書が提出されている。その主旨は、商店街がオープンするまでラルズの出店は待ってもらいたいという内容だが、これについては海側の用地取得をいかに迅速に行なうかにかかっているの、用地買収については可能なところから行うように進めてはどうか。

○(土木)管理課長

①所管は土現であるが、市としてどのような対応をとれば良いのかも含めて、今後の対策について土現と協議していきたい。従来、庁内各部にまたがって対応している関係もあるので、これからは、窓口となる部署についても各部と連携をとりながら協議していかなければと考えている。

○(築港)高橋主幹

②来週早々にも、地元商店街と話し合いをし、整理したいと考えている。

○(築港)長川主幹

③保留地の利用をしたいという申し込みは17件ある。現在、作業を進めており、地元にも利用してもらいたいということから2社分の枠を残している。土地利用についての制限の問題もあるので、施設との関連も含めて、魅力ある土地利用という観点から作業を進めている。

○(築港)室長

②横断歩道をどの位置に造るかという問題は、国道と道営住宅の敷地のスペースの問題もあるので、はっきりと場所を定められないというのが現状である。とりあえず、周辺住民の方々と話をさせてもらいたい。

③保留地の申し込みをしている地元の方々が、どういった土地利用を考え、それが私どもの土地利用方針と合っているのかという整理がまだ十分ではない。当初予定していたより若干作業が遅れている。

○(用対)能代主幹

④地権者の土地が共有となっており、補償金額を算出するのに時間がかかっている。そのため、住民説明会を11月に開催する予定であったが、若干遅れている。1月早々に正確な補償金額を出し、説明会を開いて早急に補償業務を進めていきたい。

○(用対)室長

④区分所有になっていない箇所については、小樽開建と調査の動向を見て、対応できるものについては早めに行いたい。

○新野委員

①平成8年度における融雪剤と砂撒きの量及びそれにかかった予算額について伺いたい。また、春先の側溝に溜まった砂の処理についてはどうしているのか。砂撒き対策について、将来の見通しについても伺いたい。

②第1大通りから花園小学校までの緑地帯の正式名称と、何の目的でいつ頃できたものなのか伺いたい。また、年間通じてどのようなイベントがここで行われ、どのような活用のされ方をしているのか。それに対して、市はどれくらいの管理経費をかけているのか。

○土木事業所長

①砂については、1,539tの量を撒き、2,703万3千円の経費がかかった。融雪剤については、41,8tの量を撒き、719万4千円程の経費がかかった。

雪解け後の砂の処理については、毎年、路面清掃と側溝浚渫等をしており、特に砂撒き路線を中心に処理を進めていきたい。

今後の計画については、現在、3カ年計画ほど立案しており、砂撒き対象路線の延長でいえば、将来は平成8年

度の2倍、約40kmになるという計画を持っている。ツルツル路面对策として、対象外の路線も今後あると予想されるので、見直しをしながら断片的に延長を増やしていきたいと考えている。

○公園課長

②花園緑地帯は、第2次世界大戦中に防火帯として使用した。昭和26～30年にかけて、都市計画街路事業として緑地帯も含めて幅員36mの道路として整備した。その後、地元の人が植樹をしたり、遊具を設置して子供の遊び場として利用されてきた。昭和56年には国際障害者年にちなみ、国道のアンダーパスが完成した。昭和57年には市政施行60周年記念事業として、3年間かけて緑地帯の整備を行い、この時期に緑地帯の名称を公募して、グリーンロードと呼ばれるようになった。

利用状況については、園芸市やメーデーの集会等に使われている。ここは市直営で管理しており、遊具点検、ゴミ収集等に年間310万円程の経費がかかっている。

○(土木)次長

②昭和24年に幅員36mで都市計画決定をしており、正式名称については「花園学校通り」といい、その内緑地帯18mの部分を通称グリーンロードと呼んでいる。

○新野委員

砂撒き対策について提案したい。砂は公園や小学校等の施設で使っている砂の再利用をして、市民にも砂撒きを協力していただけるように郵便局や会館、あるいは個人宅等、砂撒き箇所の近くに予備の砂を置いてもらってはどうか。

花園学校通りについては、有効利用を図るために、21世紀プランに新しい整備構想を入れるべきと考えるがどうか。

○(土木)部長

砂撒きの対応については21世紀プランにも盛り込んでいるが、指摘の通り機械作業には限界がある。したがって砂を入れる施設は、よりきめの細かい砂撒きを行うためにも、それぞれの道路状況にあった配置をしていかなければならない。砂の確保については、乾燥した砂を使用しなければならないという問題もあるが、これから小樽の冬を考える場合には、市民の協力が不可欠なので検討してみたい。

花園学校通りについては、都市計画決定後の街路であるという大きな縛りがある。しかし、せっかく市内中心部という場所にあるので、環境部と打ち合わせをしながら、有効利用について研究してみたい。

○委員長

以上をもって質疑を終結する。

意見調整のため暫時休憩する。

休 憩 午 後 3時20分
再 会 午 後 3時55分

○委員長

付託案件について、順次採決を行う。

請願第81号、陳情第1号、第8号、第28号、第46号、第49号については継続審査といずれも多数により決定。

次に議案第6号については原案通り可決、陳情第65号については採択、陳情第30号については継続審査といずれも全会一致で決定する。

散会宣告。